

東北大学附属図書館医学分館利用細則

| | | |
|----|-------|-------|
| 制定 | 平成16年 | 1月14日 |
| 改正 | 平成17年 | 5月26日 |
| | 平成24年 | 7月9日 |
| | 平成25年 | 1月31日 |
| | 平成28年 | 6月28日 |
| | 令和3年 | 7月1日 |
| | 令和6年 | 3月19日 |

(趣旨)

第1条 この細則は、東北大学附属図書館医学分館利用規則（平成6年10月4日制定。以下「規則」という。）第34条の規定に基づき、東北大学附属図書館医学分館（以下「分館」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(図書館利用証等の発行)

第2条 規則第5条第1項に定める、分館が発行する図書館利用証の発行対象者は、次のとおりとする。

- 一 研究生・科目等履修生等、星陵地区の部局の非常勤講師、研修医等
- 二 星陵地区の分野等の長が認めた学外研究者
- 三 その他、分館長が特に認めた者

2 有効期限は、証明書等に記載された期間の終了日とする。

(閉館時・休館時の利用)

第3条 規則第3条第3項に定める、閉館時及び休館時の利用対象者は、次のとおりとする。

- 一 東北大学に所属する教職員
- 二 星陵地区の部局に所属する大学院生・学生等
- 三 星陵地区以外の部局に所属し、星陵地区に居住する大学院生・学生等
- 四 星陵地区の部局の分野等の長が申請し、分館長が認めた者
- 五 その他、分館長が特に認めた者

2 利用時間は、次のとおりとする。

- 一 平日の閉館時
7時から9時、及び20時から24時（17時に閉館する日は、17時から24時）
- 二 休館時
7時から24時

3 分館長が必要と認めるときは、利用時間を変更することがある。

(利用制限)

第5条 試験期間中において非常に混雑している場合等、教育研究に支障をきたすおそれがある場合においては、一時利用の学外者、若しくは星陵地区以外の部局に所属する利用者の利用を制限することがある。

(貸出冊数と貸出期間等)

第6条 規則第12条第1項に規定する図書の貸出の冊数及び期間は、次の表のとおりとする。

| 対象者 | 貸出冊数 | | | 貸出期間 | 更新回数 |
|----------------------------|------|------|-------|------|------|
| | 図書 | 製本雑誌 | 視聴覚資料 | | |
| (1) 本学の役員及び職員、大学院生※ | 計10冊 | | | 14日間 | 1回 |
| (2) 本学の名誉教授、研究員、研修員、非常勤講師等 | 計10冊 | | | 14日間 | 1回 |
| (3) 学生(大学院生を除く) | 5冊 | — | 2点 | 14日間 | 1回 |
| (4) 第2条第二号で規定する学外研究者 | 計10冊 | | | 14日間 | 1回 |
| (5) 星陵地区の部局の元教職員・卒業生 | 5冊 | — | — | 14日間 | — |
| (6) 上記以外の学外者 | 2冊 | — | — | 14日間 | — |
| (7) 星陵地区の部局の元教職員・卒業生 | 5冊 | — | 2点 | 14日間 | 1回 |
| ※ 研究生、科目等履修生を含む | | | | | |

(規律)

第7条 規則第30条に定める「利用上の注意事項」とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 館内においては、静粛を保つこと
- 二 資料、設備、施設等を損傷、汚損又は不当に占有しないこと
- 三 許可なく館内に展示又は掲示しないこと
- 四 許可なく館内において、演説、勧誘、文書の配布等を行わないこと
- 五 館内で食事をしないこと
- 六 許可された形状以外の容器に入った飲料を持ち込まないこと
- 七 外部からゴミを持ち込まないこと
- 八 利用証を他人へ貸与または譲渡しないこと
- 九 著作権法を遵守すること
- 十 不正な入館や利用をしないこと
- 十一 他の利用者や職員などに対して迷惑行為や威嚇行為等、利用や業務に支障となる行為を行わないこと

(書類の様式)

第8条 分館の利用について必要な書類の様式は、別に定める。

(その他)

第9条 この細則に定めるもののほか、分館の利用について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年1月14日から施行する。
- 2 医学分館利用規則細則(平成6年10月4日施行)は、廃止する。

附 則

この細則は、平成17年5月26日から施行する。

附 則(平成24年7月9日改正)

この細則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年1月31日改正）

この細則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成28年6月28日改正）

この細則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（令和3年7月1日改正）

この細則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日改正）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。